

住民票の写しの請求（利害関係人等による請求）

～ ご本人、同一世帯員及び委任された方を除く第三者からの請求の場合 ～

住民票の写しの請求に際し、以下の書類の提示等が必要です。

<窓口でのご請求時>

1 本人確認書類の提示

窓口に来られた方のご本人確認のできるもの。

例：運転免許証、パスポート、健康保険証等

2 代表者の資格証明書の提示（請求者が法人で、代表者が窓口に来られる場合）

例：代表者事項証明書、現在事項一部証明書、登記事項証明書 等

3 権限確認書類の提示（請求者が法人で、社員の方が窓口に来られる場合）

窓口に来られた方と請求者の関係の分かるもの。（代表者が窓口に来られる場合は不要です。）

例：社員証、代表者からの委任状（代表者印）、在籍（在職）証明書 等

4 関連資料の提示

請求者と請求する住民票等の写しの対象者との関係のわかるもので、請求が正当なものであることを示すもの。

例：契約書の写し、申込書の写し 等

5 請求書の記入

- ・請求書に必ず「具体的な請求理由」の記入が必要です。
- ・代表者印、または法人の印の押印が必要です。（請求者が法人の場合）

<郵送でのご請求時>

※上記の提示書類等の写しに加え、以下の書類の送付をお願いします。

6 所在地確認書類（請求者が法人の場合）

法人の営業所又は事務所の所在地を確認できる書類

例：登記事項証明書、事業所一覧、パンフレット

7 定額小為替

郵便局にて「定額小為替」を購入して同封するか、現金書留にてお送りください。（切手は手数料として扱えません）

8 返信用封筒

80円切手（速達の場合は350円）を貼って、封筒に返信先の住所、宛名を書いてください。

上記の確認が得られない場合には、住民票等の写しの交付をお断りする場合があります。

ご本人、同一世帯員及び委任された方を除く第三者からの請求の場合は、原則として世帯一部（該当者のみ）の写しとし、世帯主名・続柄、本籍・筆頭者の表示は省略されます。（根拠法令：住民基本台帳法第12条他）

ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

柴田町役場 町民環境課 町民窓口班
0224 (55) 2113 (直通)